

万博会場を活用した未来思考の中小 企業の魅力・価値の発信事業

「メッセージ発信規約」

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「当機構」といいます。）は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「主催者」といいます。）が主催する「2025年大阪・関西万博」内、「万博会場を活用した未来思考の中小企業の魅力・価値の発信事業」（以下、「本事業」といいます。）の運営にあたり、以下のとおりメッセージ発信規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

本事業へのメッセージ発信申込に際しては、本規約に同意いただく必要があります。

メッセージ発信とは「価値をつなぎ未来社会をつくる挑戦者たち」に沿って、独自に製品・サービス・技術等を開発・提供している国内の中小企業が豊かな未来社会の実現に向けたメッセージを本事業会場内や、特設サイトにて掲載することです。

1. 中小企業の魅力価値発信事務局

中小企業の魅力価値発信事務局（以下、「事務局」といいます。）とは、万博会場を活用した未来思考の中小企業の魅力・価値の発信事業の開催・運営・管理のために当機構によって設置された、代理人によって構成される組織を指します。事務局は、TSP 太陽株式会社が当機構より受託し運営しております。

<連絡先>

中小企業の魅力価値発信事務局

E-mail : expo-chusho@tsp-taiyo.co.jp

住所：〒153-0043 東京都目黒区東山 1-17-16

TSP 太陽株式会社内

メッセージ発信申込及び本規約の効力の発生

メッセージ発信に関する申込が事務局で受理された時点で、申込者は本規約に同意したものとして規約の効力が発生し、規約を遵守する義務が発生します。

2. 発信メッセージの決定及び決定の取り消し

事務局は、発信メッセージを事務局内での選定を経て決定します。メッセージの決定後は、選定の結果を申込者へ通知します。選定の内容に関する情報は公表いたしません。

なお、選定によりメッセージを決定後、本規約を遵守

しない行為が認められる場合、申込の資格要件に不適合であることが判明した場合、及びメッセージ発信者として適当でないと判断せざるを得ない事項が判明した場合は、メッセージ発信者として決定した後であっても、事務局はメッセージ発信決定を取り消すことができます。

これらの事由によるメッセージ発信決定の取り消しにより、メッセージ発信できないことで生じた申込者及び関係者の損害は補償しません。

3. メッセージ発信キャンセル

メッセージ発信決定の通知を受けた後のメッセージ発信取消・解約は原則として認められません。メッセージ発信者のやむを得ない事情により、メッセージ発信のすべて又は一部の取消・解約をする場合、メッセージ発信者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。キャンセルに際して生じたメッセージ発信者及び関係者の損害については補償しません。

4. 補償

当機構、事務局及び主催者は、天災地変等のやむを得ない理由、新型コロナウイルス感染症等の感染防止などの社会要請上やむを得ない理由により、本事業の全て又は一部を中止・変更することができます。なお、開催中止に伴い生じたメッセージ発信者及び関係者の損害については補償しません。

5. 法的保護等

本事業におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、当機構、事務局及び主催者は一切の責任を負いません。メッセージ発信内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続き等）については、メッセージ発信者の責任において対応するものとします。

展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、メッセージ発信者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、当機構、事務局及び主催者は一切の責任を負いません。

当機構、事務局及び主催者は、各種制作物、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じたメッセージ発信者等の損害は補償しません。

6. メッセージ発信者提供素材

メッセージ発信者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りません。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、メッセージ

発信者は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、当機構、事務局及び主催者は一切の責任を負いません。なお、事務局はメッセージ発信者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、ライセンスフィー及びその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いはいたしません。

7. 反社会的勢力の排除

すべてのメッセージ発信申込者（メッセージ発信者を含む）及びその代理人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約することとします。なお、事務局は、メッセージ発信申込者（メッセージ発信者を含む）及びその代理人が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、メッセージ発信申込の拒否、及びメッセージ発信の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を利用したと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

また、事務局は、メッセージ発信申込者（メッセージ発信者を含む）及びその代理人が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、メッセージ発信申込の拒否及びメッセージ発信の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

事務局、又はメッセージ発信申込者（メッセージ発

信者を含む）及びその代理人（以下、解除者という）が上記規定によりメッセージ発信申込の拒否、及びメッセージ発信の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じた時は、相手方はその損害を賠償するものとします。

8. 個人情報の取り扱い

メッセージ発信申込書等に記載した情報は適切に管理いたします。なお、応募時の申込フォームでのご同意をもとに、本事業の運営及び、当機構が開催・協力する他の事業や本事業の案内、業務運営上必要な照会、中小企業間の商談会等のために利用する場合があります。

※中小機構の個人情報の取り組みについては、中小機構ホームページの「個人情報保護」ページをご参照ください。

[\(https://www.smri.go.jp/org/privacy/\)](https://www.smri.go.jp/org/privacy/)